

平安時代中央軍制の素描

井 上 満 郎*

Outline of Military System of Heian Period

Mitsuo INOUE

(1973年9月28日受理)

はじめに

軍事制度のもつ上たる意義が対外侵略と人民抑圧であることはいままでもないが、いまここで考えたいのは、平安時代における軍事制度が中央政府の制度としてどういう組織で行われてきたかということである。

(1)

律令軍制を規定する上な要素は兵士と軍団である。軍防令に規定をもち、国家によって措定された公民がこの兵士役を国家に対して負担し、これに軍団統制その他の官僚機構が加わる。もっともこうした古典的な軍団制度の評価には野田嶺志氏の有力な批判がある²¹。すなわち、「軍団は常備軍などというべきものでない」「いうなれば器庫」であり、「律令国家の軍隊は、行軍というきわめて臨時的性格」を示すという。たしかにそのとおりであろうが、いかに軍団の平面形態が常備軍でないとしても、軍団が法的・歴史的に実在して兵士動員の拠点になっていたことは正倉院文書などの随処にも確かめられるし、また軍事行動そのものはたえず臨時的行動としての戦争に備えるものである。たとえ常備軍ではなくても国家の軍事力にはちがいがなかったし、近代的な軍隊の概念で古代の軍事制度を考えることはできない。総合的な国家の軍制の中で、やはり軍団は評価しておかねばならないと思う。というのは、まさにこれが律令国家の人民支配の重要な一端をになっているからであって、「軍団制は、農民をつねに軍団に勤務せしめることによって徭役体制を維持させる役割を果たした²²」のである。また兵役そのものについても、律令体制支配維持のための諸種の免除規定の存在にもかかわらず、一定年令に達すれば国家は公民を兵役に点定しようということは、国家支配の上においても軍事支配の上においても重要なことであった。前代の農業共同体の残存不可避性にもかかわらず、国家はその構成員を国家のもとに個別に徴発することが法的に可能であった。在来の共同体秩序をとおして構成員（戸口）を兵士として摘出し、そこから分離して軍団の中の兵士としたのである。

では律令体制下の軍事制度、つまり軍団制・兵士制の崩壊はどう把握できるか。それは軍事制度の最大の要点であった公民兵の組織・徴兵が不可能となったということであり、概念的にいえば班田農民層のかつて北山茂夫氏が主張された²³ような逃亡などの国家への広範な闘争の一環としての結果であって、それは農民闘争のひとつとしてあらわれてくる。その帰結として公民層の分解がもたらされ、従来のような公民兵は徴兵が不可能となってくる。奈良時代の健児はそれに対する国家の軍事制度上のひとつの対応策であった。公民

* 史学研究室

が富豪層の宮田・私出挙その他の活動などによってその影響下にくみ入れられ、国家の徴税対象から種々の側面で離れていくところを、経済的には富豪層として活動し、しかも律令国家の地方行政機関の末端に属する郡司の子第を把握することによって軍事制度の再編成を目論んだのである。こうした公民層の変質は一時に起るものではないから健児制についてもその施策は徐々に行われることになり、しかも確実に軍団制・兵士制を廃せねばならない方向で事態は進行していく。天平十年以前の第一期健児制が公民兵士制の枠の中で設定され、一般兵士の優秀な者を点じたにすぎないという状況から、天平宝字六年の第二期健児制は律令政治を再編・強化することに最大の努力をはらった藤原仲麻呂らによって政策として出され、兵士制と共存し相補なう関係にたつものであった。延暦十一年の第三期健児になると、軍防令における兵士制との関係では健児のみが法的には中央政府の兵士となってしまふ⁴⁾。ところが健児制の目的は公権力を与えられた郡司の共同体首長として持っている潜在的軍事力を国家の軍事的官僚機構にとりこむということであって、家父長制家族の成長・分解が進めば進むほど成員を兵士として従属させることは不可能となってくる。結局、構成員の成長と首長への闘争の激しさによって、実質的に彼らの兵役徴発ということを果しえず、それが最終的に延暦十一年第三期健児制とその失敗として帰結するのである。

しかし、こうした健児制に帰結するような事態に対する評価について、中央政府のそれと地方国府のそれとは異っていた。中央政府は総体として徴兵不可能という状況を認識したとしても、またそれによって兵士制の廃止は可能であったとしても、支配・被支配が具体的に接する地方においては兵士制の存続が願われる。地方では軍事力のもうひとつの側面である被支配者抑圧の暴力としてのそれが必要なのであった。延暦十一年の兵士制廃止・健児制実施の直後、現地支配の長官で、また兵士を「私役」して私利の追求に忙がしかった国司たちから兵士制復活願いが多く出されるゆえんである。この八世紀末―九世紀という段階は兵役負担者としての側面からみた公民（班田農民）層は決定的に崩壊しているわけではなかったし、たとえそうであったとしても新たに公民層を指定しうる国家権力は十分に存在していた。門脇禎二氏の主張された弘仁・天長期における一町経営規模の自立的農民を新たな租税負担対象にした⁵⁾という経済政策も同じようなことであろう。またそれは各地方によって程度はさまざまであり、兵士制を地方によっては残存させることが可能であった。

たとえば、旧来の、実質的に国司の主導下にあった兵士制がいかに効果は薄いものになっていたかは、兵士制廃止後の九世紀の史料であるが貞観八年の広野河の水利をめぐる事件の中にうかがうことができる⁶⁾。よく知られているようにこの事件は水利を中心にしての郡司たちの争いが展開されるわけであるが、このとき郡司に率いられた兵員が抗争している。水なくしては農民は農業生産に携わることができないから全農民をまきこんだ争論とも思えるが、その主たる推進者は家父長クラスの農民であって、彼らにとっては共同体構成員の成長と外部からの圧力（富豪層の活躍など）によるその離脱を防ぐことによる権利の保全なのであった。そしてそれは変質していたとはいえ農業共同体の首長でもあって国家公権の末端に連なっていた郡司の利害にも通じていた。郡司は、この抗争の主導者でない限りその権力は保持していけなかったのである。美濃国各務・厚見郡の大領たちが率いた兵七百人は、軍団兵ではなくいわゆる「私兵」である。すなわち、郡司の農業共同体の首長としての機能において、また律令国家の地方行政権を行使する官人としての権限を利用し、兵士として隷属化したものであって、また家父長としての利益を守り構成員への

統制を強化せんがためにみづから兵士となって郡司に従ったものであろう。広野川の水利に浴する各務・厚見両郡の全農民が戦ったものではないことは明らかである。そしてこの事件を政府は国司に処理させようとしている。むろんそれは軍事的な意味で地方の実体とは離れたものであったから成功はしなかった。九世紀の国司の中にはある程度地方社会の実体をふまえた国司がいたことは指摘されているが、それは律令国家の行政支配の遂行に中心をすえた文治的なものであって、軍事的にも同じ原理が働いたというわけではなかった。

この八・九世紀における中央軍制は、それがすべてではもちろんないが征夷大將軍に典型的である。この職がいわゆる令外官として八世紀末に登場しなければならないのは、軍防令における公民兵の変質と大きくかかわっていることを示す。本来は地方軍事については職員令にも示されているように国司が主としてこれを処理し、軍団がこれにあたったと思われる。その体制が法的に効力をもっていたのは公民兵が令の規定の範囲内で点定できるときであって、すでにそれが十分に行いえない状況のもとでは国司による軍事力編成は中央政府にとっての位置を低くする。そこで新たに機械的に政治と軍事を切りはなして作り出した軍事的官僚制が征夷大將軍の制度である。大將軍のもとに副將軍・軍監・軍曹という四等官を擬し、旧来の軍事・政治未分離である状況とは異なり、独自の軍事官僚が作り出された。この成立がまさに健児制の採用時期、すなわち八世紀末であるというのも、軍防令における公民兵の解体という軍事情況の反映であることを物語っている。征夷大將軍のもとに引率された兵というのは、すでにもう旧来の公民兵そのままではなかったのである。九世紀の兵士徴発の主たるものは延暦十一年第三期健児制以後の復活兵士制である。復活した地域がどこどこであったのかは不明であって、史料上に復活が確かめられるのはわずかに数例にすぎないが、おそらくはかなりの国々に復活していたであろうことが征夷関係に動員された兵士の記載などから知ることができる。この兵士制が国司サイドからの復活であったことは史料の語るところであるが、しかしそれ故にこそこの兵士制の組織権は国司に大きな力を持たせねばならなかった。律令兵士制のもっていた公民兵徴収という原理から離れることはできなかったが、復活兵士制における「公民」兵はそれ以前の公民とは異なっていた。「共同体関係を再編しはじめた自立的農民層を主要な課税対象」とし⁷⁾、軍事的にも彼らを兵員化する方向に徴兵原理を求めたのである。国家から収奪と大経営からの攻撃をうけてこうした一町経営程度を単位として成長してきた自立的農民から武装権を奪い、同時にこれを彼らを支配する暴力に転化させて国家の体制を確保することであった。従来の公民とはもちろん生産関係上に占める位置を異にし、しかもそうした「公民」層の措定に現場として事にあたったのは国司であった。国司が現地の具体的な社会構成のありかたをふまえたところからこの公民ははじまるのであるから、その兵士化についても国司の大きな影響下にあることは必然のなりゆきであった。したがってこれは征夷というような一種の対外侵略に対しては兵士として役立つが、一般的な国家支配上の軍事問題にはあまり有効に作用しえない。なぜならば、すでに一国という規模を越えて横の結合をもちはじめた階層——たとえば群盗や「倭馬之党」——に対して国を単位とした軍事力は、国司の私利追求にのみしか一定の役割りを果せないのは当然であろう。

徴兵されるべき公民の成長や階層分化が国制の上でもまったく統制しえなくなった時点で、軍防令公民兵に系譜をもつ東洋世界的な徴兵制すなわち被支配者人民の武装権を奪いこれを逆に支配者のための武力に転化するという兵制は崩壊せざるを得ない。旧来の農業共同体とはちがった場所に新しい村落を開発することが行われてくるような段階では、公

民支配を現実的に保つことは不可能となる。もはや律令国家は土地開発・灌漑水利をはじめとする諸機能を国制のレベルで荷うことは不可能となっており、したがってそういう状況下では旧来と同じ公民は国制の上では組織できなくなっていた。

(2)

新しい兵士制として登場してくるのは十世紀の国兵士である。この制度は戸田芳実氏が注目されて分析しておられるが⁸⁾、国兵士は旧来の公民兵系譜の兵士とはまったくちがったところで徴兵される。いわば国司が中央政界を構成する貴族たちの一員として、地方国衙を拠点として徴兵したものである。この国兵士となっていたのは戸田氏の指摘のように浪人身分がその武力上の中心であろう。大山荘の著名な史料にみられるような「堪百姓」たちは国兵士となったであろうが、正身ではなくて代身のこともあったであろうし、国家の軍事的要求をみたす精兵とはなりえなかった。また十世紀以後に至ってかつての公民たちは「もはや農村の新興階級＝富豪層の経済的活動のもとに完全に包摂されて、あるいはその決定的な影響下においてのみ自己を再生産しなければならなくなって」いる⁹⁾という状況であったから、軍事力においても彼ら富豪層やその成長した農奴主階級を通じて兵士が調達された。あるいは諸家兵士にみられるような家産制的支配を通じての兵士もあった。しかし、十世紀における国家支配の重要な一部分としての軍事制度の基本は、農奴主階級から成立した諸国の兵士であったと考える。在地において旧い公民制的な律令体制支配の枠を破って形成されつつあった農奴主たちによる経営に対して支配の意味をもつ故に大切な部分を占めていた。国家の軍事力編成さらには軍事状況における古代から中世への移行という側面を考えたとき、浪人・俘囚¹⁰⁾といった武力ではなく、現地の基本的な農業経営を基礎とした農奴主階級の武力を中心に置くべきであろう。国家はもはや従来のような公民支配を行えないし、国司たちが現地の国衙の行政機構を通じてなかば私的に徴兵したものが国ごとの兵士として体制的に組織された。それは国衙の公権に接触することによってみずから立場を補強していた農奴主階級の前提としてのみの徴兵であった。吉田忠氏は将門の乱の武力を追求していく中で、「平安中期の武力の基本的特質は農奴主階級の武力」であるとされた¹¹⁾が、農奴主たちの活動や小経営農民との関係を破壊しての徴兵はもはや考えられなかった。

この段階で中央政府の軍事制度として国制に重要な役割を果たしたのは、いわゆる三使——検非違使・抑領使・追捕使——である。律令国家が解体し、政治権力の分散化＝権門体制化がすすみ、それにつれて太政官機構を把握する中央朝廷は自己の諸権門の統制者・代表者としての地位を保障する軍事力を持たねばならない。それは太政官行政の末端を構成する国司の組織しうる国兵士を中央朝廷が何らかの方法によって把握することであった。より大きな反乱などに対する軍事行動は国司の下での兵士のみでは不可能であって、それらを統括して国制の一環とする必要があった。つまり従来の徴兵概念・組織とはまったく異なった軍事力徴発の手段として考え出されたのが三使であった。この制度は武力・武装そのものの存在の場所にまでさかのぼって支配を行おうとするものではなかった。軍事力組織のための手段であって、支配機構そのものとは異なっていた。この際より重要なのは諸国・諸家・諸司というような徴兵の直接的な当事者がどう軍事力を組織するかということであった。

検非違使は、九世紀前半の、いわゆる「良吏」政治の一環として出発し拡大していった。弘仁前半に設置され、「ある程度太政官から独立して¹²⁾」、九世紀終り頃までに諸国にも

順次置かれていった。もっとも、中央政府の軍事的な意味にあっては諸国検非違使は重大な役割を果たすことはほとんどなく、地方的な警察制度に終始したものと思われ、軍事的な意義をもつにしても京師検非違使を通じてのみであった。十世紀に至って律令制の公民兵に系譜をひく兵士制が衰退した段階で検非違使が軍事的な役割を果たすことを要求される。この場合中央政府の指揮下に軍事的な機能を果たすのは京師検非違使であった。そして諸国検非違使も中央検非違使との関係が薄いとはいえ、国司のもとにあって中央との結合はあったと思える。それは検非違所の成立というところからも推定できるようである。その詳しい考察はここではできないが、検非違所の成立は十世紀の後半からみられ¹³⁾、地方国衙の一機関と変化していく。国衙の機関化して在庁官人たちが実質的に検非違所の機構を把握するという事は、相対的に国司の軍事力・警察力組織が衰えたということを示し、国衙の権力が在庁レベルで再編されていくということである。

中央政府が京師検非違使を軍事手段とし、京外に軍事的行動の範囲を及ぼした例は、かの平忠常の乱にみられる。このとき追討使という職務内容を与えられて関東に下るのは平直方・中原成道の二人であって、彼らは検非違使であった¹⁴⁾。その輩下には各々によって動員されたであろう国兵士が付けられるが、史料の明らかにするように検非違使の軍事力はこのとき実際の役にはたらず、源頼信の登場をまたねばならなかった。十一世紀はじめという時期から考えて、国々の状況は在地領主の武力を基本とする軍事的環境に移行しつつあり、十世紀はじめの段階のような軍事力の中央政府への集中は望むべくもなかったのである。検非違使がこうした方法で国家の軍制の中で大きな意味を与えられたのはこれだけしか史料は残されていないが、この中央政府の軍事政策はこの時期の軍事制度のありかた・組織の方法をもっとも典型的に示すものといわねばならない。

追捕使は、十世紀中葉・承平天慶の乱において発明されたものである。これは具体的に東国の将門の反乱と西国の海賊蜂起という直接的な動乱の対策として出発したものであって、その意味で軍事目標ははっきりしていた。またこの段階で従来の官制にまったく見られない追捕使という官職の出現したこと自体が中央政府の軍事編成が効果的に機能していなかったことを示している。地方における兵士徴発と軍事力編成が従来のごとく軍団を論理的基点として健在であるならば新たに追捕使を作る必要はないのであって、それが機能を失なったという中央政府の認識と現実のもとでこの新官職が設置されたのである。これと対応して形式的に律令軍制の示す概念が将門反乱に対する征東大將軍と純友反乱に対する征西大將軍であるが、こうしたものが有効なのはかつてのように徴兵されるべき公民層が何らかの形式で措定できる場合のみであって、指揮系統も十分に機能を発揮しているときである。ところが現実にはそれはすでにまったく不可能であり、かつての公民の崩壊してしまっている現地においてこれらの職はその軍事的役割を果たすことはなかった。八世紀末段階での律令国家の公民兵を基礎とした征夷大將軍制度が、まったく当時の共同体秩序の解体していたこのときに有効でありえようはずがなかった。

ともあれ、追捕使は中央政府の軍事的要請に基づいて設定される。その被任命者は、山陽南海両道の追捕使であった小野好古の例からみてもわかるように、在地において武力的立場を確立している人物をこれにあてている。好古は武蔵国小野牧の別当という官人でもあり、すでに農奴主の経営などを基本として多様な発展・展開を遂げている現地社会にあって軍事的基盤をもって軍事技能に猛けた人物を登用し、併せてその指揮・支配下にある軍事力を好古という支配者ぐるみで中央の占有に転換しようとしたのであった。駒牽などの儀式による中央政府との結合がこの際の官僚体系への組みこみに利用されたことである。

う。しかし好古が個人的・地域的に持っていた軍事力のみでは国家的広域性をもった反乱を鎮圧できようはずがない。そこで兵制のもっとも基本を構成せねばならない兵士として諸国から徴発された国兵士が付される。加えて、諸権門として国家機構上の位置を競っていた諸家・諸司から徴兵された兵士も追捕使の支配下兵士となる。これらの兵士が、当時の史料に頻繁にみられる王臣家・諸司の地方進出などによって確保された家政経営によって動員されてきたものであることはいままでもない。

この承平・天慶期の追捕使は、中央政府への指向性がきわめて強い¹⁵⁾。そのことは、名称が「諸道」追捕使というものであったことから理解できる。「道」という当時において行政的にはまったく実体のない単なる区画呼称を単位としていた。道単位の官職が任命されてとにかくも役割を果たしたのは、中央政府の意志が強く作用し、道を構成する単位である国の行政すなわちこの場合軍制としての兵士徴発と国司・軍毅の軍事的指揮系統が一定程度の有効性を持っていたという事実に基づいている。国衙にはすでに行政主体となる「所」などが成立しており、中央政府の権限の分散化が激しかったが、いまだ軍事力をも含めた形で完全に国衙が地方政治の主体となるころまではいっていない。軍事制度においても、質量のちがいや占める位置のちがいはあるけれども、中央政府はまだその命令権を保持していた。のちにみられるような尾張守藤原元命のような受領はまだあらわれていず、国司が地方行政において収奪を完成するためにはいまだ現地社会の「公民」の再生産を保障する諸機能を公権のもとで果さねばならなかった。この「公民」を組織・支配しえなくなった国司は、みずからの多くの利益と中央政府の少しの公的収入を果すことが自分にもっとも有利な道と悟り、受領化への道を進まざるを得なくなる。したがってこの段階になると追捕使の任命も中央政府の影響のもとからはなれて各国衙の主体的立場を基本として任命されるようになる。現実には追捕使はまったく史料の上にも見えなくなり、かわって国追捕使がすべてとなってくる。十世紀後半頃の状況を反映していると思われる追捕使任命の規定では、畿内・近江は宣旨によって任命され、それ以外の国々では国解によって太政官に申請せよとされている¹⁶⁾。つまりこの十世紀後半の段階では制度的にも実質的にも追捕使の任命は各国衙にその実権が移っていった。そしてまた当然の結果として追捕使の軍事編成でも大きな位置を占めていた国兵士の指揮権も国追捕使に移行していった。

押領使についても情況は追捕使と同じである。官職の名称そのものは追捕使よりはるかに古く、平安初期にすでに史上にみえており、兵員の輸送を事として働いている。このこと自体統一的な軍事的官僚体系としての軍防令制の不備を物語るものであるが、これが軍事衝突における戦闘指揮者となったのは実質的に承平・天慶の乱のときである¹⁷⁾。それ以前にも実戦に携わった例はそれらしきものが史料にみえてはいるが、少くとも押領使を中央政府による国家の軍制として考えるとき、実質的な押領使の成立は承平・天慶の乱に際してである。押領使藤原秀郷に典型的なように、将門反乱の鎮圧がうまく進まなくなった段階、すなわち将門の軍隊に対抗してこれを撃破できるだけの有効な軍隊を作り出すことができなくなったので中央政府は現地の武力的な有力者を利用してこれに任命している。この官職もしたがって追捕使と同じく中央政府指向的なものであって、任命に関しては追捕使における『北山抄』の規定がそのまま適用されていた。十世紀後半には追捕使と同じく官職の任命権・支配権などは国衙に移ったのであった。

以上のようにこの三使は従来の公民兵士制のシステムを効果的に利用できなくなった段階で考え出された中央政府の軍事政策としての官職であった。この十世紀頃の段階は、周知のように農奴主―農奴関係が広範に展開しつつも、いまだ所領を媒介とする封建的領主

関係に発展するところまでは至っていなかった。そういう関係において生み出される武力を国家はみずからのものに転化できなかり従来からの公民兵士制に等しい軍事力を確保することができない。そのための機構が三使なのであった。

しかしながらこの三使が軍事制度として有効であるためには、任命される者が軍事行動に熟練していることと、加えてすでにみずからの持っている私兵を公的な軍事行動の基幹に投入しようという前提が必要であった。公民兵に系譜をひく国兵士などが質量ともに大きい戦闘行動にたえなくなっているのであるから戦闘にあたる者はその核となる忠実な私兵——たとえば将門が叛したときの従類——を確保せねばならないのである。したがって十世紀において三使に任命された人物のうちでまがりなりにも役割を果たしたのはわずかの人物でしかなかった。

この中央三使に代表される軍制は、だいたい十一世紀中頃まで続く。この時期の軍事制度の特色は明確なたちで中央政府の軍事制度があらわれてこないということである。三使もまさにそれであって、本来ならば一個の固定した官職によって軍事力編成の行われるのが当然であるが、檢非違使・追捕使・押領使といったような成りたちも名称も異なる制度に仮の軍事力を組織させている。とくに律令国家が衰退し、そこへ十世紀のはじめに承平・天慶の乱が勃発して中央政府の軍事的危機が生まれるのだが、この軍事的処理の済んだ天暦年間ごろからのちはまったく軍制を明確に知ることができない。しいていうならば、この段階で中央政治を左右した貴族・摂関家の軍制がそのまま国家の軍事制度のようにあらわれてくる。たとえば源満仲のような「原初的武士団¹⁸⁾」の長を登用したり、また忠常の反乱のときにこれを鎮めたのは源頼信であったように、平将門に典型的なような移牒をうけたり、また檢非違使庁からの下文をうけるような権力者たち¹⁹⁾を摂関家の侍大将として育成し、これに軍事的指揮権を委譲することが軍事政策であった。軍事力構成の中心となる国府の機能はまったく軍事的には頼りにならず、中央政府はその軍事力の中核に中央政治を握っている摂関家の家産制内部の武力を据えたのである。この段階では中央政府は農奴主たちを直接的に把握することはできない。軍事的側面においても、著名な寛仁三年の丹波国百姓の上訴事件では丹波国司が百姓の動きに対応してみずからの「国司親兵」を京都に派遣しているように²⁰⁾、国司が国衙を機能的な中核として兵士を調達している。国司を介さない限り国々の兵士たちを有効な中央政府の軍事力に編成することはできなかった。

(3)

前代に続く軍事制度の段階の主たる表象は棟梁である。前代の軍事力は、都市貴族の盟主として国制の恣意的な運用をめざす院政にとってはまったく不十分であった。少なくとも中央政府の軍事力として貴族たちを制圧し、官職の任免権を確保するための武力が必要である。そこで考え出されるのが前代の軍事力における中央と地方の分裂を統一してそれを位置づけるということであった。そのための機関が棟梁である。棟梁の性格についてはいくつかの学説があるが、その間には古代国家の軍事指揮権付与を中心とするか²¹⁾、それともそれ以外の中世的な私的主従関係を中心とするか²²⁾、ということ以外はたいした異同はなく、在地領主の政治的結合の結節点であるということが定説となっている。武力についても同じであり、在地領主たちと棟梁との間に封建的主従関係が発生するところとなる。この結合はもちろん「反律令制的性格²³⁾」をもっており、当然中央政府の従来の方式では把握しきれないものである。在地領主たちの政治的な結束と公権への進出を保障するもの

としての棟梁と、在地領主たちの武力を中央にひきよせるための機関としての棟梁と、この二つの異なった性格の同時発現として棟梁は軍事制度の上で成立する。したがっていつの場合にも棟梁は在地領主と中央朝廷との二つの政治的権力集団に片足づつを乗せ、均衡をとっている必要があった。政治権力の上ではそのバランスを失なってどちらかに重心をかけたとき、棟梁はその性格をまったく変える。

こうして軍事的に中央政府の古代的性格と在地領主の封建的性格との矛盾の産物として産みだされた棟梁は、中央軍制の問題として棟梁が部下にもつ在地領主の武力を有効に登用するという課題を作り出した。政府はこれを強力にみずからの軍事力として体制内に位置づけねばならない。そこでこれにある種の律令制度上の国家的官職を与えて「律令制軍事機構の将帥²⁴⁾」たらしめんとした。このことは頼義の例として「徴発諸国兵士、兼納兵糧²⁵⁾」とあるごとく国家の軍事的権限の一部が棟梁に委譲されることとなったのである。

この棟梁がいつごろ成立するかということについては石母田氏は源頼義・義家の段階であると述べておられるが、妥当なところであろう。頼義の父頼信のときはまだみずからの原初の武士团组织や家産的軍事組織を超えて軍事力を編成するということにまでは至っておらず、貴族武力そのものないしは摂関家の侍という位置を大きく出るものではなかった。それが頼義・義家の段階では国家権力の軍事的官僚体系との関係が異なったものとなってくる。すなわち棟梁にふさわしい軍事的な国家的官職が与えられ、諸国の在地領主の武士団に号令権をもつようになる。正確に棟梁発生の時点を求めることはできるはずもないが、一応は天喜元年に頼義が鎮守府将軍に任命されたときをひとつのメドとすることができよう。棟梁に固定した官職があるわけでもないし、また鎮守府将軍が棟梁の属性として以後展開したというわけでもないが、『陸奥話記』に主としてみえる前九年の役の際の戦闘に関して頼義に与えられた諸種の権限は陸奥守兼鎮守府将軍という官職から出発したように思われる。もちろん乱そのものが陸奥国で発生したものであるからこれも当然のこととも考えられるが、それにしても諸国兵士の徴兵権などにみられるように明らかにそうした官職に付属する権限を超えて拡大したものを与えられているのである。こうした徴兵権・指揮権がのちの棟梁の主たる権限として流動的ながら固定化していく方向にむかう。この傾向は頼義の子義家に至って決定的となり、遂には後世の源氏武士から「八幡太郎」と呼ばれて武士の祖として仰がれるところとなった。武士たちの精神状況・思想の中においても義家が武士の祖となるのは、こうした、のちの武家政権の成立につながるような国家公権を大きく付与されて武士たちを統率したという歴史的事実によったものであることは疑いない。つまり義家の段階では単なる軍事的指揮権の保持者のみにとどまらず、諸国百姓の義家への土地の爆発的寄進にみられるように大領主化への道をも歩みはじめる。この寄進は、荘園領主と国衙の双方からその時々々の政治的情況によって土地所有を危機にさらされる在地領主たちに主体性があることはもちろんであるが、義家が土地を集積すればもっとも被害をこうむるのは中央政府であった。所領を集積することによって、義家は単に軍事的権限をもつのみではなく、それと同時に大領主として存在することになり、当然そのゆきつくところは軍事独裁政権となる。中央政府や国家にとっては、棟梁は単なる軍事統率者として終らねばならなかった。このことはやがて棟梁自身の成長によって、大領主化・貴族化への道をたどり、平氏政権となる。またこの棟梁出現の時期は、坂本賞三氏の指摘された²⁶⁾在地領主制の体制的容認が十一世紀中葉であるということとはほぼ一致する。国家が在地領主制という体制を認めないかぎりみずからの支配を保っていけないというこ

とであるが、この容認によって国家は軍事的にその持つ武力を吸収しようとする。武士身分が国衛との関係で成立するということが指摘されているが²⁷⁾、中央政府もそうした武力をみずからの軍事力として編成する必要があった。棟梁は、在地領主制の容認ということによって生じる領主たちの身分的向上を武力の面で中央に奉仕させる機関であった。軍事的に国衛はすでに中央政府と密接な関係でない以上、個々別々の在地領主たちの武力を中央政府が吸収する新たな機構が必要であった。それが国家の軍事機構のひとつとしての棟梁の成立ということになったのである。前九年の役からはじまった軍事的反乱については、すべてこの棟梁を利用することによって対処し、中央政府の軍事問題としての乱は鎮圧されている。頼義・義家から清盛・頼朝にいたるまでの棟梁は、いづれも中央政府との関係で作り出され、中央政府との関係でその地位を保持する。保元・平治の乱などで棟梁クラス²⁸⁾の武士たちが旗幟を鮮明にしてどちらかの陣営に属かねばならないのはこうした理由によっている。農民たちのたえざる闘争とみずからの支配を拡大する戦争に対処せねばならない在地領主層は、軍事的に武士団という組織をもっていたが、さらに棟梁のもとに結集して在地領主層の階層的な政治的立場を確立しないことには支配は危険であった。両乱やさらには治承・寿永の乱にしても、単に貴族や武家がどういう中央政府内の地位に落ちつくかということではなくて、より広い政治的な問題を含んだのは当然のことである。

棟梁が国家の公的機構として期待された役割は単なる在地領主の軍事的統率者ということであったが、それは当然のことながらその軍事的行動を出発点として、上横手氏が強調された棟梁の属性としての封建的主従関係に移行する。加えて中央政府の中に種々の官職を獲得し、また特定の権門と結ぶこと（たとえば院など）を通じて、一方で武力を軍事力として組織し、また一方で貴族なみの政治的位置と経済的基盤を得る。この経済的基盤が拡大してくれば旧来の貴族たちを圧倒して政権を奪取することは不可能なことではない。中央政府は、棟梁が意に従わねばほとんど自己の武力を持つことができず、持っても京都のみにとどまる。向上した棟梁は軍事力によって政権を奪取するが、それが平氏政権であって、平氏は、その持つ武力組織というものを除けば経済的基盤などは他の貴族たちとはほとんど変わらず、その性格をとくに際だたせているのはその武力のありかたであった。治承三年のクーデタが成功するのもその卓越した軍事力の致すところであった。それ以前にもしばしば清盛は大軍をもって院政を脅迫しており、平氏の暴力がその政権を確保する重要な要素であったことは疑いない。平氏が中央政府内部での貴族たちとの政争に勝利し、たとえ一時期であったにせよ国家政治を運営しえたのはすでに多くの人々が指摘するように²⁹⁾その持つ軍事力に負うところが多かった。鎌倉幕府についても少くとも頼朝が生き続けている間は棟梁政権としての評価を与えることができよう。しかし幕府は単に軍事独裁にとどまらず新しい政治的・軍事的官僚機構を創出してそれを国制にまで上昇させる（例えば守護・地頭）。幕府の主たる政治権力上の敵対勢力である院政の側が鎌倉殿を軍事的守護者（あるいは「王朝国家の侍大将²⁹⁾」）の地位におしこめるべくかつての清盛・義朝などにみられたような諸種の政治的策謀によって努力するが、これは政治権力者内部での政争として時に応じて展開した。政争がそれぞれの当事者の能力に応じて種々な方向に展開するのは当然のことであるが、大勢としては棟梁が大きな力を占めるようになってくる。やがてそれが執権政治という棟梁政権を克服した新しい封建的官僚体系と封建法を基本とする政治体制となっていくのである。

おわりに

以上の平安時代の中央軍制の推移の中で、軍事制度そのものとして画期になるのはどの時期であるかが問題となってくる。軍制における古代から中世への移行を考える場合、このことは重要である。日本の古代的な軍事制度とは何であって、また中世についてはどうか、と問うこともまた本稿で試みたこと以上に重要な軍事問題上の核であるが、制度の画期を求めて、仮にそれを措定しておくというのもあながち無意味なことではないし、軍事問題の歴史上の位置を明らかにする作業の第一歩ともなるはずである。

この画期を筆者は棟梁の成立の時点に求めたい。その理由は、まず第一にこのときに中央政府がその持たねばならない軍事力を兵士・兵器にまでさかのぼってみずから組織することを理念的にも現実にもやめたことがある。すでに軍防令を適用する客体としての公民はどんな形ででも設定することができず、かわって在地領主制が出現し、これを認めないことには国家が存続しえないという状況で、在地領主たちのもつ卓越した武器と練達した武力を組織しないことには国家の軍事制度が作り出せないのである。つまり、律令軍事制度の根本をなす兵士制が最終的に消滅し、部分的にはもちろん後世に至るまで残存するけれども体制としては大きな意味を持たなくなった時期である。

第二に、棟梁というそれ自体が国家の官僚体系とは異なるところで権力を貯えた私的な存在を発生させ、それを公権力によって束縛して国家の武力としたことである。軍事制度上において棟梁という媒介項をもつことによってはじめて国家は軍事的な有効性をもった私的な存在というのは棟梁の組織する武力の基幹的なものは私的なものであるということであって、それを中核として棟梁の武力が形成される。その場合に棟梁を公権力的な側面で束縛するものは、必ずしも固定した官職ではなかった。官職を与えることによって、棟梁を律令制度上の一定身分の中にとじこめておくために重要なのであった。

第三に兵士の段階でいうと、公民兵という原則的皆兵制から選抜兵制へ少くとも中心的な武力を構成する要素が変わったということがあげられる。中央軍制レベルでの武士身分の成立からはじまり、拡大解釈すれば明治徴兵制まで国家の兵制としては続くことになる。そして中央での武士身分の成立というのは、やはり単に武的な官職に就いたということのみではなくて、体制として武士がその地位を獲得したときでなくてはならない。棟梁が成立し、武士たちがそのもとに統合されうるという状況ができた段階で、すなわち十一世紀中葉の段階で武士身分が成立したとみられないだろうか。また別の機会にこれについては論証を加えたいが、少くとも中央軍制の中において体制的に武士の問題になるのはこのときを境にしている。

これらのことが正しいとすれば、十一世紀中葉以後の中央軍制は、中央政府が地方行政機関を通して軍事力を組織することをほとんど放棄したところからはじまり、それは在地領主の武力を棟梁を媒介として組織するということに結着した。軍事制度における中世的要素の成立をこの時期に求めてみたい。古代的な中央軍制の崩壊は律令国家がみずからの方式で兵士を集めて軍事力を構成するということを行えなくなった十世紀の中ごろであって、ある意味ではこの十世紀中ごろから十一世紀中ごろまでは中央軍事制度の過渡期ということになると思われる。

註

1. 野出嶺志氏「日本律令軍制の特質」（『日本史研究』76号）。

2. 笹山晴生氏「日本古代の軍事組織」(『古代史講座』5)。
3. 北山茂夫氏『奈良朝の政治と民衆』。
4. 拙稿「奈良時代の健児」(『日本歴史』276号)。
5. 門脇禎二氏「天長期の政治史的位置」(『奈良女子大学文学会研究年報』7号)。
6. 三代実録, 貞観八年七月九日条, 亀田隆之氏『日本古代用水史の研究』に詳しい。
7. 門脇禎二・甘粕健氏『古代専制国家』。
8. 戸田芳実氏「国衙軍制の形成過程」(『中世の権力と民衆』)。
9. 河音能平氏『中世封建制成立史論』。
10. 俘囚の武力については拙稿「俘囚の兵士」(『小葉田淳教授退官記念国史論集』)を参照。
11. 吉田晶氏「平安中期の武力について」(『ヒストリア』47号)。
12. 渡辺直彦氏『日本古代官位制度の基礎的研究』。
13. 同上。
14. 平直方については検非違使としてではなく武家の棟梁として登用されたものとみることもあるが, 中原成道の例がそれでは説明がつかない。この場合はやはり中央政府の軍事的官僚体系の一部として派遣されたものとしたほうが妥当であろう。
15. 拙稿「平安時代の追捕使」(『古文書研究』2号)。
16. 北山抄。
17. 拙稿「押領使の研究」(『日本史研究』114号)。
18. 安田元久氏「源満仲とその説話について」(『歴史と人物』)。
19. 雑筆要集にみえた源満重のような例。
20. 戸田芳実氏 前掲書。
21. 石母田正氏『古代末期政治史序説』。
22. 上横手雅敬氏『日本中世政治史研究』。
23. 同上。
24. 石母田氏の前掲書にその情況は詳しく分析されている。
25. 陸奥話記。
26. 坂本賞三氏『日本王朝国家体制論』。
27. 石井進氏「院政時代」(『講座日本史』2)。
28. 石母田氏 前掲書。
29. 上横手氏『源平の争乱』。

Summary

The Efu and Gundan, military system of the Ritsuryo, had ruined at the end of Nara-period. Kondei was next system. But it is destructed in 10th century, so Kebi-ishi, Oh-nyoshi and Tsuibushi was constructed. In 11th century, as this system was not able to construct many soldiers, the To-ryo (chief of Bushi-dan) was the author of national military system.